

## 令和5年度尼崎市ふるさと納税PR写真に係る撮影等業務委託（単価契約）仕様書

### 1 業務名

令和5年度尼崎市ふるさと納税PR写真に係る撮影等業務

### 2 業務の目的

ふるさと納税を募集する際に使用する返礼品PR用写真は、寄附者の関心を得るための重要な要素の一つとなっている。そのため、専門技術を有する事業者へ業務委託し、寄附者の視覚に訴える写真の撮影・更新をすることにより、ふるさと納税の推進を図ることを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結日から令和5年10月31日（火）まで

### 4 委託業務内容

尼崎市がふるさと納税ポータルサイト上に掲載する返礼品を対象に、以下の条件で返礼品写真の撮影と、返礼品説明画像等の作成を行う。

#### (1) 内容

##### ア 返礼品写真の撮影

尼崎市の返礼品は、飲食物・雑貨・商品券や優待券等の役務の提供に係るもの等、多岐に渡る。それら各種返礼品の魅力を高め、寄附意欲の向上に資する写真を4カット以上撮影・現像・加工等を行い、電子データ化する。

撮影用の返礼品は、返礼品提供事業者が受託者に提供することとし、撮影過程における返礼品の加工・調理・レイアウトについては、受託者の責任のもと行うこととする。

なお、返礼品の選定は尼崎市が行うものとする。

イメージ写真及び料理写真について、原則写真素材等（フリー素材・有料素材）を使用せず、実際の返礼品を撮影するものとする。

##### ※ イメージ写真について

原則としてパッケージから出した状態を撮影するものとする。ただし、あらかじめ尼崎市が認める場合はこの限りではない。

##### ※ 料理写真について

調理過程の写真を盛り込む等、寄附意欲の向上に資する写真を撮影するものとする。ただし、あらかじめ尼崎市が認める場合はこの限りではない。

##### イ 返礼品説明画像作成等

上記アで撮影したもの、またはあらかじめ尼崎市が指定したもののうち1カット以上について、より返礼品の魅力を高め、寄附意欲の向上に資する説明画像（返礼品の内容がわかる内容の記載を含むもの。）の作成を行う。

(2) サイズ等

撮影した写真及び返礼品説明画像は、以下条件で1セットとすること。

- ・ jpg形式または jpeg形式で保存
- ・ ファイル名は英語表記
- ・ ファイル容量は10MB以下
- ・ 正方形の写真・画像
- ・ 400Pix×400Pix以上の大きな画像サイズ

(3) 予定数量

返礼品60件分

(4) その他

- ・ 撮影場所及び撮影日時等については、受託者が設定し、尼崎市が選定した返礼品提供事業者へ通知すること。なお、撮影日時については、事前に受託者と市担当者で調整のうえ決定すること。
- ・ 撮影はデジタル一眼カメラや照明等の撮影機材を十分に活用して行い、専門的な技術により、返礼品の魅力を高める写真の撮影及び加工を行うこと。
- ・ 受託者は、各種ふるさと納税ポータルサイト等を常に研究し、撮影及び加工等の技術向上に努めること。
- ・ 業務履行に係るすべての費用は、受託者が負担すること。
- ・ 撮影に使用する返礼品は、撮影後に速やかに返礼品提供事業者へ返還すること（ただし、調理での使用等により返還できない場合を除く。）。

5 成果品の納品

- ・ 原則として契約締結日から令和5年10月31日までの間において市から依頼のあった成果品を、電子媒体等（DVD-R等）で尼崎市財政課に納品すること。
- ・ 上記の納品の他、実施した業務について業務完了報告書を提出すること。

6 委託料

委託料は、業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に指定口座へ一括で支払うものとする。

## 7 全部委託の禁止

受託者は本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 8 その他

- ・ 受託者は、尼崎市担当者との連絡を密にすること。
- ・ 撮影は、返礼品提供事業者と撮影内容についての事前協議（撮影の構図や撮影用返礼品の返還の可、不可等）を行った上で実施するものとする。
- ・ 成果品にかかる所有権、著作権は尼崎市に帰属するものとする。
- ・ この仕様書に定めのない事項や疑義の生じた事項については、尼崎市及び受託者間で協議し決定するものとする。

以 上